

**対人地雷禁止条約第8回プレッジング会合
武井副大臣ステートメント（ビデオメッセージ）
（2023年3月24日（金）於：ジュネーブ）**

ゲーベル独軍縮代表部大使閣下、
御列席の皆様、

初めに、ゲーベル大使の対人地雷禁止条約第21回締約国会議議長就任をお祝い申し上げますと共に、本年の締約国会議の成功に向け祈念申し上げます。本日の第8回プレッジング会合開催に向けた、議長及びそのチームによる尽力に謝意を表します。

議長、

日本が対人地雷禁止条約を締結した1998年から本年までの四半世紀において、日本は対人地雷禁止条約の履行に強くコミットして参りました。対人地雷禁止条約の下での取組は、締約国及び様々なアクターの努力により、地雷除去及び被害者支援の分野をはじめ、顕著な進展を遂げてきました。こうした取組の進捗を、全ての関係者と共に祝したいと思えます。

一方で、地雷問題の深刻さは継続しております。Landmine Monitor 報告によれば、2021年の地雷及び不発弾による犠牲者は5,544名に上るとされ、特に最近では、ロシアによるウクライナ侵略やミャンマーにおけるクーデターに伴う武力衝突により、新たに対人地雷の使用もなされているとされます。対人地雷をめぐる実状の適切な把握と共に、オタワ条約の着実な実施は喫緊の課題として益々重要性が高まっています。

議長、

我が国は、昨年「協力・支援強化委員会」委員長を務め、6月の会期間会合においては2つのパネルディスカッションで共同議長を務めました。我が国は、本年も引き続き「協力・支援強化委員会」委員として積極的な役割を担っています。本年1月には、ジンバブエで開催された地雷対策に関するワークショップでは、同委員会を代表してオタワ条約下での協力・支援強化委員会の取組を紹介しました。

ウクライナの一部地域の違法な「併合」や無辜の民間人の殺害等の一連のロシアによる行為は、許されざる国際法違反です。その上で、今後、ウクライナの復旧・復興を進めていく前提として、地雷・不発弾処理は重要な課題となります。この観点から我が国は、地雷除去や復興に協力してきた経験・知見を活用し、カンボジアと共に、ウクライナにおける地雷除去への協力を開始しました。具体的には、本年1月にJICAと日本の地雷探知機ALISの運用経験を積んだカンボジア地雷除去センターがカンボジアにおいて、ウクライナ非常事態庁に対してALISの使用訓練を実施するとともに、日本でも地雷対策研修を行いました。これは

地雷除去活動の安全性と効率性向上に貢献するものです。更に我が国として、２０２２年度の補正予算から、対人地雷・不発弾対策分野を含む２２４．４億円の対ウクライナ無償資金協力「緊急復旧計画」を決定しており、その中から地雷探知機や地雷除去機等を順次供与していきます。

我が国は引き続き、ウクライナの人々に寄り添った復旧・復興に貢献する観点から、同分野での支援を積極的に進めていく所存です。

我が国は、長年にわたり、対人地雷除去及び地雷回避教育等を含む幅広い国際的な支援を、国連機関やＮＧＯとも連携しつつ行ってきました。２０２１年度には、１８か国におけるプロジェクトを通じ、総額４，１６５万ドル以上の支援を実施しました。また、ロシアのウクライナ侵略以降、ウクライナに対しては先に述べた二国間支援に加え、UNDPを通じた緊急爆発物除去・がれき撤去のため機材の供与等を実施しています。

議長、

条約履行支援ユニットは、対人地雷禁止条約履行のために重要かつ効果的な役割を果たしており、履行支援ユニットの安定的な運営は条約履行の確実な進捗に直結しています。かかる観点から、我が国は、履行支援ユニットに対する任意拠出を２０１５年度から実施しており、これまでに総額約４４万スイス・フランを拠出しました。本年は、我が国として、２０２３年度予算にて日本円で約２７０万円、約１万９千スイス・フランを、履行支援ユニットの活動に拠出するため、国内手続中であることを表明します。この拠出が、対人地雷のない世界の実現という目標達成に寄与することを期待します。

議長、

来年２０２４年は、対人地雷禁止条約運用検討第５回会議が実施される重要な年です。我が国は、地雷対策の取組を推進するため、地雷対策の分野で有している知見を活かし、運用検討第５回会議も見据えつつ、貴議長はじめ締約国、国際機関及び市民社会と協力して一層積極的な役割を果たしていく所存です。